

報告第6号

大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の一部が令和7年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年5月15日

大阪市長 横山英幸

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(種別割の税率) 第116条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>ウ及びオ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下の <u>もの</u>	(種別割の税率) 第116条 [同左] (1) [同左] ア 総排気量が0.05リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>エ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下の <u>もの</u>

<u>(ウに掲げるものを除く。)</u>又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超える<u>もの</u>(<u>ウに掲げるものを除く。)</u>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> [略] [(2)・(3) 略] 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第17条 [略] [2～22 略] 23 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。 24 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、3分の1とする。 25 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、4分の3とする。 [26・27 略] (事業所税の課税標準の特例に係る読替規定) 第35条 法附則第33条第5項の規定の適用がある事業所税に限り、第144条中「第701条の41」とあるのは「第701条の41又は法附則第33条第5項」とする。	又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 [新設] <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超える<u>もの</u>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> [同左] [(2)・(3) 同左] 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第17条 [同左] [2～22 同左] 23 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。 24 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、3分の1とする。 25 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。 [26・27 同左] (事業所税の課税標準の特例に係る読替規定) 第35条 法附則第33条第5項又は第6項の規定の適用がある事業所税に限り、第144条中「第701条の41」とあるのは「第701条の41又は法附則第33条第5項若しくは第6項」とする。
--	--

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪州市税条例（以下「新条例」という。）第116条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

- 3 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第33条第 6 項に規定する事業に対して課する事業所税に係る新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「附則第33条第 5 項の」とあるのは「附則第33条第 5 項又は地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）附則第12条の」と、「第701条の41」とあるのは「第 701条の41の」と、「又は法附則第33条第 5 項」とあるのは「若しくは法附則第33条第 5 項又は地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号。以下この条において「令和 7 年改正法」という。）附則第12条の」と、「する」とあるのは「、「第701条の41に」とあるのは「第701条の41若しくは法附則第33条第 5 項又は令和 7 年改正法第 1 条の規定による改正前の法附則第33条第 6 項に」とする」とする。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略